まいど通報システム 使い方マニュアル・FAQ

2023年9月 大阪府 都市整備部 事業調整室

目次

本システムに関する使い方マニュアル・FAQは以下で構成されています。 システム利用に必要な設定や注意事項、及び基本的な操作方法等について説明します。

1. はじめに

1. 友だち追加

2. 通報の手順

- 1. 通報を開始する
- 2. 施設の選択

3. 道路施設の通報手順

- 1. 道路施設の通報ステップ
- 2. エリアの選択
- 3. 道路種別の選択
- 4. 不具合内容の選択
- 5. 状況写真の送信
- 6. 位置情報の送信

4. 河川施設の通報手順

- 1. 河川施設の通報ステップ
- 2. エリアの選択
- 3. 市町村の選択
- 4. 不具合内容の選択
- 5. 状況写真の送信
- 6. 位置情報の送信

5. 府営公園の通報手順

- 1. 府営公園の通報ステップ
- 2. エリアの選択
- 3. 公園の選択
- 4. 不具合内容の選択
- 5. 状況写真の送信
- 6. 位置情報の送信

6. 状況写真・位置情報の送信方法

- <u>1. カメラで撮影する</u>
- 2. アルバムから選択する
- 3. 複数枚の送信
- 4. 落書き機能の活用
- 5. 位置情報の送信方法

7. その他補足事項

- 1. メニューの開閉
- 2. 通報の完了操作(任意)
- 3. 操作を誤った場合
- 4. (道路施設)緊急を要する場合の連絡先
- 5. (河川施設)緊急を要する場合の連絡先
- 6. (府営公園)緊急を要する場合の連絡先
- 7. メニュー項目(上段)
- 8. メニュー項目(下段)

8. FAQ

- 1. $Q1 \sim Q4$
- 2. **Q**5
- 3. **Q**6
- 4. $\mathbf{Q7} \sim \mathbf{Q9}$
- 5. **Q10~Q11**
- 6. **Q12~Q13**
- 7. Q14~Q15

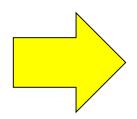
1.はじめに



1.1 友だち追加

以下のQRコードから友だち追加を行ってください。







QRコードは大阪府のホームページにも掲載しています。下記URLで、ご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/dorotuho/index.html

2. 通報の手順



2.1 通報を開始する

友だち追加をするとシステムからメッセージが届くとともに、以下のメニューが画面上に展開します。 メニュー上段の『施設の不具合を通報する』をタップすると通報を開始します。



タップして通報を開始する (利用規約に同意したうえでご利用ください)





通報する施設を「道路施設」「河川施設」「府営公園」「信号機/道路標識・標示」の4つから選択してください。 「信号機/道路標識・標示」については、タップすると大阪府警のホームページへ移動しますので、そちらから通 報をお願いします。





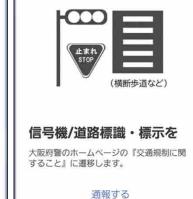




■道路施設の通報手順は 次ページへお進みください。

■河川施設の通報手順は 16ページへお進みください。





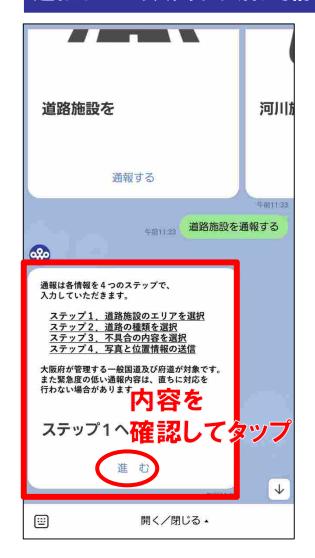
■府営公園の通報手順は23ページへお進みください。

3.道路施設の通報手順



3.1 道路施設の通報ステップ

道路施設を選択すると、以下のとおり、通報ステップに関するメッセージが配信されます。 通報は4つのステップに沿って情報を入力していただきます。



ステップ1:エリアの選択

通報する不具合箇所のエリアを選択できます。 府内全9エリアから選択可能です。

ステップ2:道路種別の選択

道路種別(国道、府道、市町村道)を選択できます。 種類や管理者がわからない場合は、大阪府の管理道路 として通報してください。

※管理者が特定できるものは、管理者に情報提供します。

ステップ3:不具合内容の選択

通報したい不具合の内容を選択できます。 (穴ぼこ、側溝等の損傷、ガードレールの折れ曲がりなど)

ステップ4:状況写真と位置情報の送信

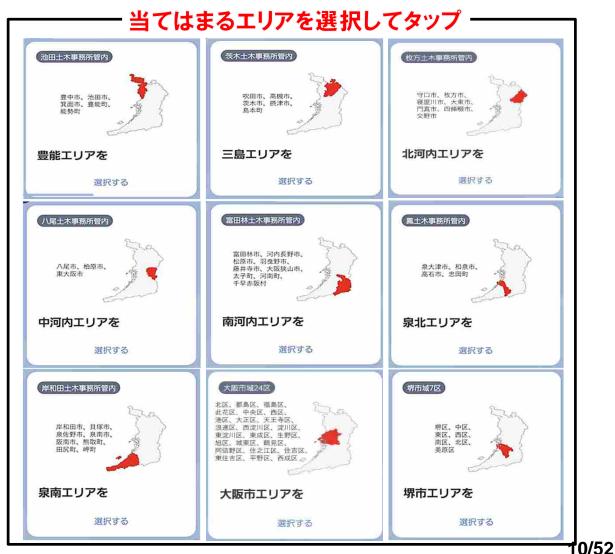
状況写真と位置情報を送信できます。 位置情報の入力を完了すると、通報操作は終了です。

3.2 エリアの選択

ステップ 1:エリアの選択

表示されている通報エリアをスクロールして、当てはまるエリアを選択してください。

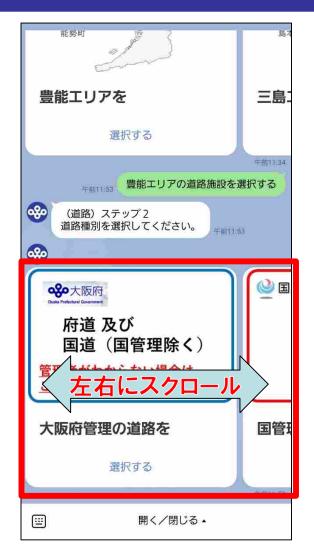




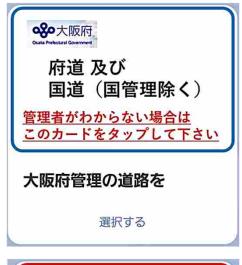
3.3 道路種別の選択

ステップ2:道路種別の選択

表示されている道路の種類をスクロールして、当てはまる種類を選択してください。



- 当てはまる種類を選択してタップー



■土交通省国道○○号国管理の道路を選択する

道路の種類、管理者が 分からない場合は 『大阪府管理の道路』を 選択してください。 ※管理者が特定できる ものは、管理者に情報 提供します。



3.4 不具合内容の選択

ステップ3:不具合内容の選択。

表示されている不具合内容をスクロールして、当てはまる不具合を選択してください。







3.5 状況写真の送信

ステップ4:状況写真と位置情報の送信 不具合箇所の状況写真を撮影し送信してください。



- 状況写真の送信



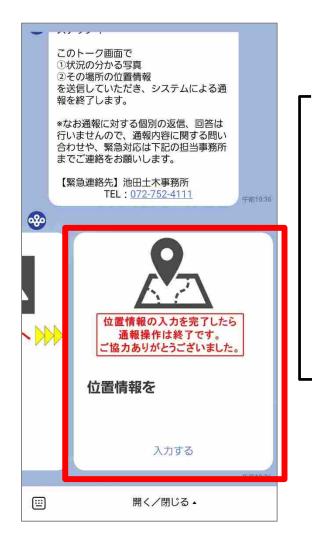
- ▶その場で撮影する場合 『カメラで撮影する』をタップして 状況写真を撮影してください。
- ▶既に撮影している場合 『アルバムから選択する』をタップして 状況写真を送信してください。

※具体的な送信方法については、30ページをご覧ください。

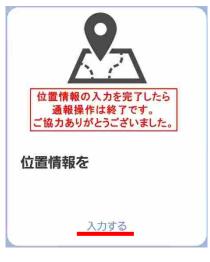


3.6 位置情報の送信

状況写真が送信できましたら、続いて位置情報の送信をお願いします。



位置情報の送信



<u>状況写真の送信後に</u>位置情報の 操作を行ってください。

『入力する』をタップすると、Google マップ機能に移動し、現在地等が地図に表示されます。

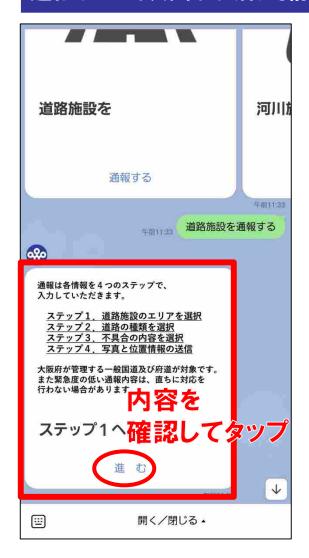
- ※現在地の情報を取得するには、お手持ちの端末で 位置情報を「有効」にしてください。
- ※具体的な送信方法は、34ページをご覧ください。

4.河川施設の通報手順



4.1 河川施設の通報ステップ

河川施設を選択すると、以下のとおり、通報ステップに関するメッセージが配信されます。 通報は4つのステップに沿って情報を入力していただきます。



ステップ1:エリアの選択

通報する不具合箇所のエリアを選択できます。 府内全9エリアから選択可能です。

ステップ2:市町村の選択

市町村を選択できます。

ステップ3:不具合内容の選択

通報したい不具合の内容を選択できます。 (堤防等草繁茂、ゴミ等不法投棄、護岸損傷など)

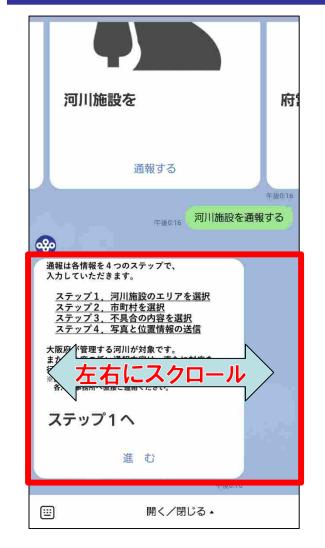
ステップ4:状況写真と位置情報の送信

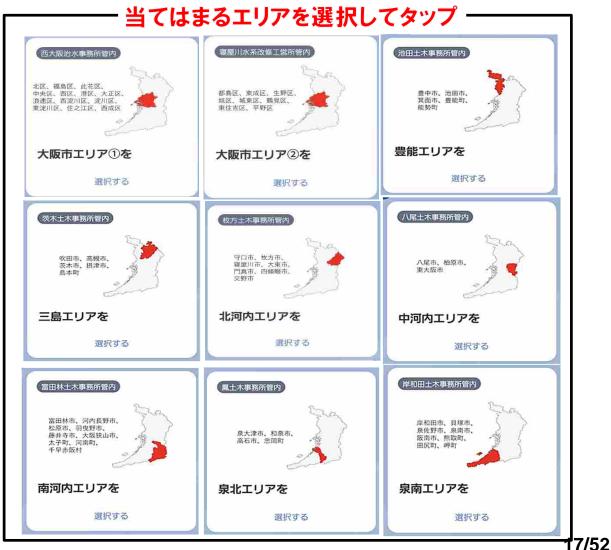
状況写真と位置情報を送信できます。 位置情報の入力を完了すると、通報操作は終了です。



4.2 エリアの選択

ステップ 1:通報する不具合箇所のエリアの選択 表示されている通報エリアをスクロールして、当てはまるエリアを選択してください。





4.3 市町村の選択

ステップ2:市町村の選択

表示されている市町村をスクロールして、当てはまる市町村を選択してください。



当てはまる市町村を選択してタップー

エリア	市町村	
豊能	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	
三島	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	
北河内	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市	
中河内	八尾市、柏原市、東大阪市	
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村	
泉北	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	
泉南	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町	
	\\ \\\ \\\\ \\\\ \\\\\ \\\\\\\	

※ 大阪市エリア①及び②を選択した場合、本ステップは省略されます。

4.4 不具合内容の選択

ステップ3:不具合内容の選択 表示されている不具合内容をスクロールして、当てはまる不具合を選択してください。

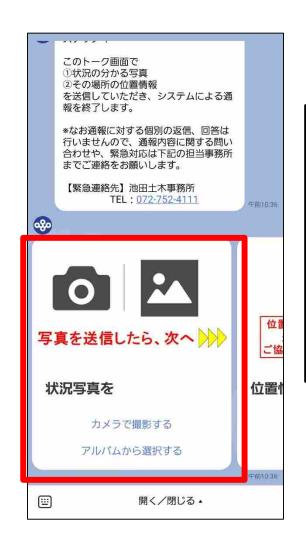






4.5 状況写真の送信

ステップ4:状況写真と位置情報の送信 不具合箇所の状況写真を撮影し送信してください。



-状況写真の送信



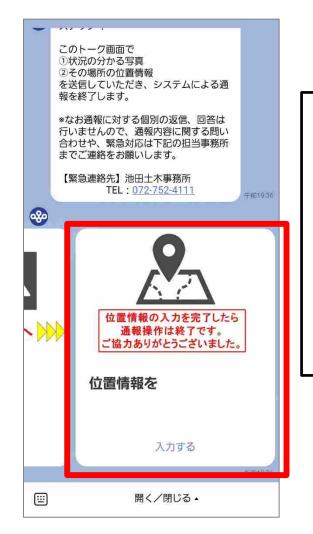
- ▶その場で撮影する場合 『カメラで撮影する』をタップして 状況写真を撮影してください。
- ▶既に撮影している場合 『アルバムから選択する』をタップして 状況写真を送信してください。

※具体的な送信方法については、30ページをご覧ください。

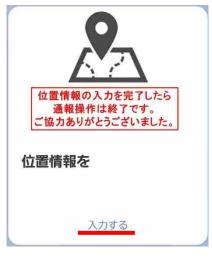


4.6 位置情報の送信

状況写真が送信できましたら、続いて位置情報の送信をお願いします。



位置情報の送信



<u>状況写真の送信後に</u>位置情報の 操作を行ってください。

『入力する』をタップすると、Google マップ機能に移動し、現在地等が地図に表示されます。

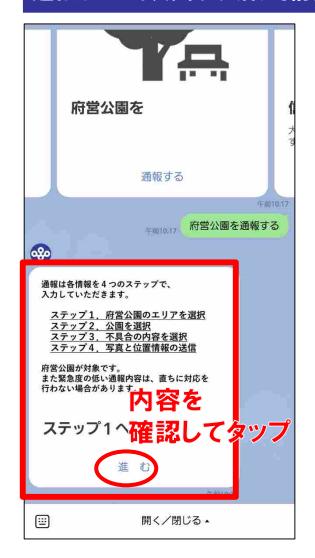
- ※現在地の情報を取得するには、お手持ちの端末で 位置情報を「有効」にしてください。
- ※具体的な送信方法は、34ページをご覧ください。

5. 府営公園の通報手順



5.1 府営公園の通報ステップ

府営公園を選択すると、以下のとおり、通報ステップに関するメッセージが配信されます。 通報は4つのステップに沿って情報を入力していただきます。



ステップ1:エリアの選択

通報する不具合箇所のエリアを選択できます。 府内全7エリアから選択可能です。

ステップ2:公園の選択

公園を選択できます。

ステップ3:不具合内容の選択

通報したい不具合の内容を選択できます。 (照明灯の球切れ、遊具破損、柵の破損など)

ステップ4:状況写真と位置情報の送信

状況写真と位置情報を送信できます。 位置情報の入力を完了すると、通報操作は終了です。



5.2 エリアの選択

ステップ 1:通報する不具合箇所のエリアの選択 表示されている通報エリアをスクロールして、当てはまるエリアを選択してください。

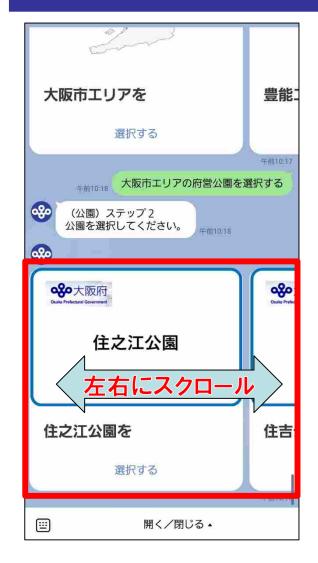




5.3 公園の選択

ステップ2:公園の選択

表示されている公園をスクロールして、当てはまる公園を選択してください。



エリア	当てはまる公園を選択してタップ <u></u> 公園
大阪市	住之江公園、住吉公園
豊能	服部緑地、箕面公園
北河内	寝屋川公園、山田池公園、深北緑地
中河内	久宝寺緑地、枚岡公園
南河内	長野公園、錦織公園、石川河川公園
泉北	大泉緑地、浜寺公園
泉南	二色の浜公園、蜻蛉池公園、りんくう公園、 せんなん里海公園、泉佐野丘陵緑地

25/52

5.4 不具合内容の選択

ステップ3:不具合内容の選択 表示されている不具合内容をスクロールして、当てはまる不具合を選択してください。

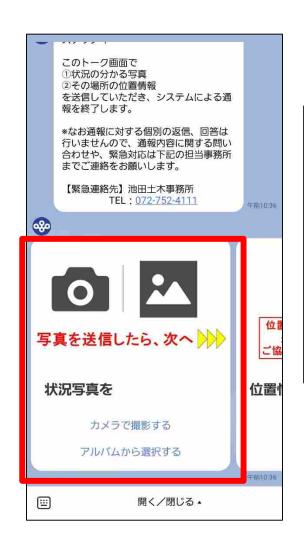






5.5 状況写真の送信

ステップ4:状況写真と位置情報の送信 不具合箇所の状況写真を撮影し送信してください。



-状況写真の送信



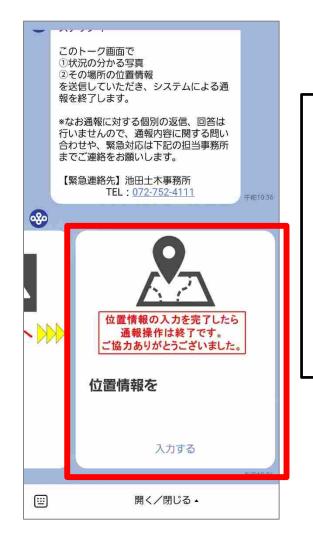
- ▶その場で撮影する場合 『カメラで撮影する』をタップして 状況写真を撮影してください。
- ▶既に撮影している場合 『アルバムから選択する』をタップして 状況写真を送信してください。

※具体的な送信方法については、30ページをご覧ください。

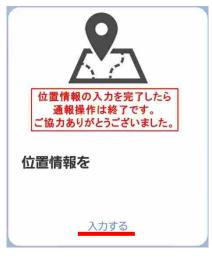


5.6 位置情報の送信

状況写真が送信できましたら、続いて位置情報の送信をお願いします。



位置情報の送信



<u>状況写真の送信後に</u>位置情報の 操作を行ってください。

『入力する』をタップすると、Google マップ機能に移動し、現在地等が地図に表示されます。

- ※現在地の情報を取得するには、お手持ちの端末で 位置情報を「有効」にしてください。
- ※具体的な送信方法は、34ページをご覧ください。

6.状況写真·位置情報の 送信方法

6.1 カメラで撮影する

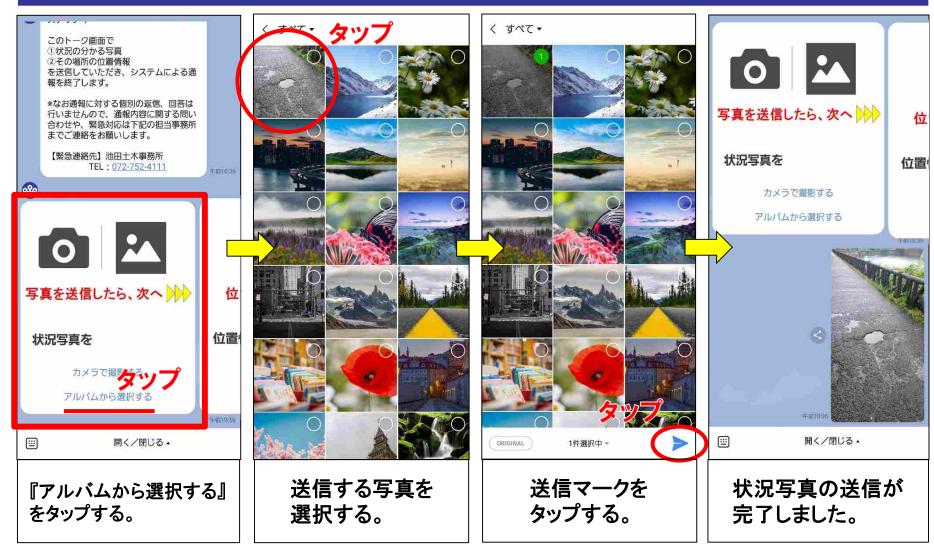
状況写真をカメラで撮影する場合は、以下の手順で行ってください。





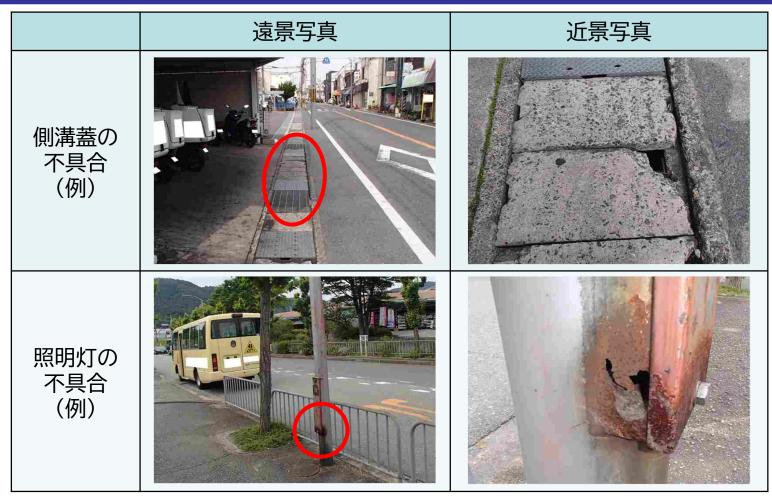
6.2 アルバムから選択する

状況写真をアルバムから選択する場合は、以下の手順で行ってください。



6.3 複数枚の送信

状況写真は複数送信することができます。(6.1)又は(6.2)の作業を繰り返し行ってください。 また遠景・近景の2種類を送信いただくと、現地確認がしやすくなりますので、以下のサンプルを参考に 『遠景写真』、『近景写真』の撮影をお願いします。



※ 撮影時は、周囲に十分注意してください。

6.4 落書き機能の活用

LINEの基本機能である「落書き機能」を活用して、以下の手順で不具合箇所にマーキングできます。 不具合箇所が分かりづらい場合にご活用ください。

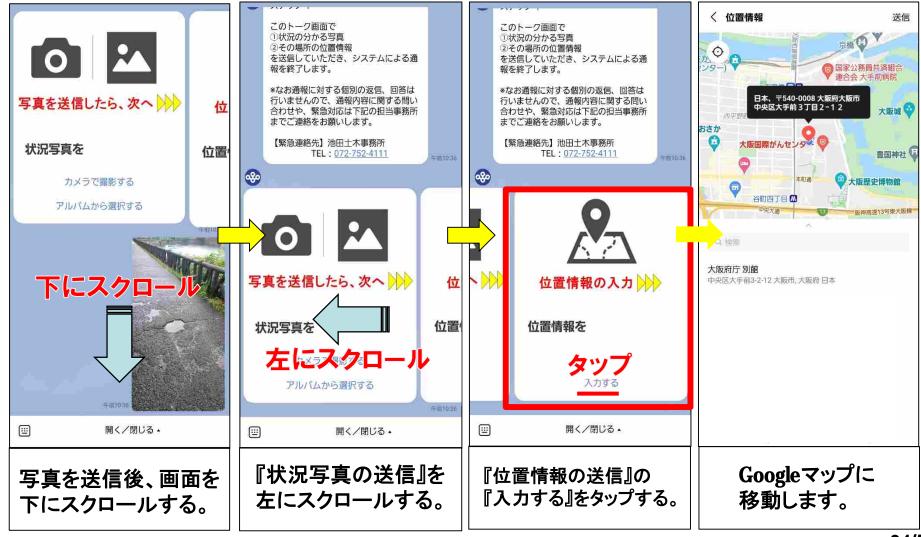


※ アルバムから選択した写真にも、同様の操作が可能です。



6.5 位置情報の送信方法

位置情報の送信は、以下の手順で行ってください。(1/2)





6.5 位置情報の送信方法

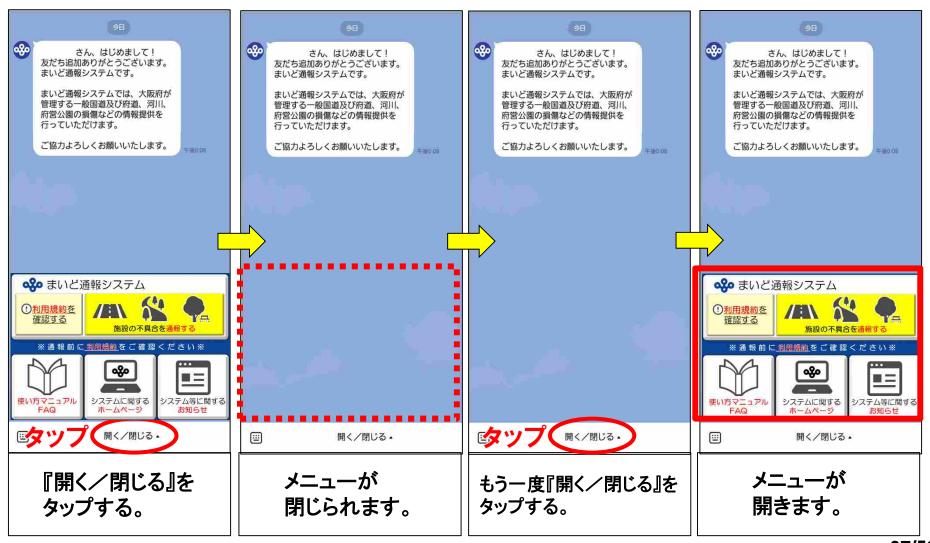
位置情報の送信は、以下の手順で行ってください。(2/2)



7. その他補足事項



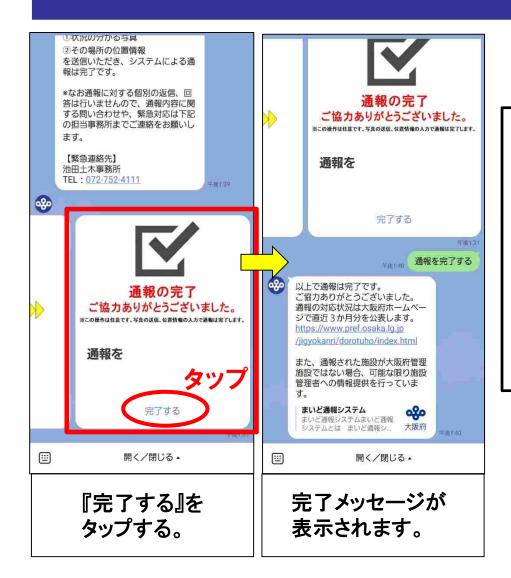
メニューは、画面下部の『開く/閉じる』をタップすることで、開閉することができます。 通報操作の際は、必要に応じてメニューの開閉をお願いします。

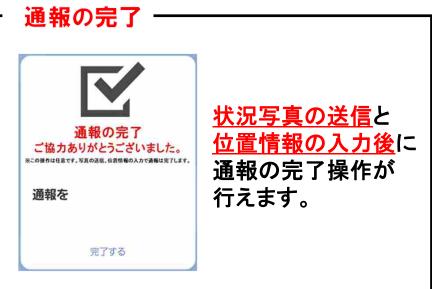




7.2 通報の完了操作(任意)

任意で通報の完了メッセージを表示することができます。





- ※この操作は任意です。
- ※状況写真の送信と位置情報の入力で 通報は完了します。



7.3 操作を誤った場合

通報エリア、不具合の内容などの選択肢を誤った場合は、最初から通報操作をやり直してください。



メニューを閉じている場合は、メニューを開き(p.37参照)システムをタップして通報をやり直してください。





7.4 (道路施設) 緊急を要する場合の連絡先

緊急の対応が必要な場合は、以下の連絡先一覧を参照いただき、担当土木事務所、治水事務所又は工営所へ電話連絡をお願いします。

〔道路施設に関する連絡先一覧〕

エリア	市町村名	所管事務所	担当課	電話番号
豊能	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、 能勢町	池田土木事務所	管理課	072-752-4111
三島	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 島本町	茨木土木事務所	管理課	072-627-1121
北河内	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市	枚方土木事務所	管理課	072-844-1331
中河内	八尾市、柏原市、東大阪市	八尾土木事務所	管理課	072-994-1515
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村	富田林土木事務所	管理課	0721-25-1131
泉北	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	鳳土木事務所	管理課	072-273-0123
泉南	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪 南市、熊取町、田尻町、岬町	岸和田土木事務所	管理課	072-439-3601



7.5 (河川施設) 緊急を要する場合の連絡先

緊急の対応が必要な場合は、以下の連絡先一覧を参照いただき、担当土木事務所、治水事務所又は工営所へ電話連絡をお願いします。

〔河川施設に関する連絡先一覧〕

エリア	行政区名	所管事務所	担当課	電話番号
大阪市(1)	北区、福島区、此花区、中央区、西区、 港区、大正区、浪速区、西淀川区、 淀川区、東淀川区、住之江区、西成区	西大阪治水事務所	河川管理グループ	06-6541-7773
大阪市(2)	都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、 鶴見区、東住吉区、平野区	寝屋川水系改修工営所	河川管理グループ	06-6962-7662
豊能、三島、 北河内、中河内、 南河内、泉北、 泉南	道路施設に関する連絡先と同様			



7.6 (府営公園) 緊急を要する場合の連絡先

緊急の対応が必要な場合は、以下の連絡先一覧を参照いただき、担当土木事務所、治水事務所又は工営所へ電話連絡をお願いします。

〔府営公園に関する連絡先一覧〕

公園名	所管事務所	担当課	電話番号
服部緑地、箕面公園	池田土木事務所	都市みどり課	072-752-4111
寝屋川公園、山田池公園、深北緑地	枚方土木事務所	都市みどり課	072-844-1331
久宝寺緑地、枚岡公園	八尾土木事務所	都市みどり課	072-994-1515
長野公園、錦織公園、石川河川公園	富田林土木事務所	都市みどり課	0721-25-1131
住之江公園、住吉公園、大泉緑地、浜寺公園	鳳土木事務所	都市みどり課	072-273-0123
二色の浜公園、蜻蛉池公園、りんくう公園、 せんなん里海公園、泉佐野丘陵緑地	岸和田土木事務所	都市みどり課	072-439-3601

7.7 メニュ—項目(上段)

メニュー上段には、以下の3項目があります。



①利用規約

システムに関する利用規約を確認できます。システムによる通報にあたっては、 必ず事前に利用規約をご確認いただき、その内容に同意したうえでご利用ください。 なおシステムを利用することにより、利用規約に同意したものとみなします。

②まいど通報システム

タップすることで通報を開始します。通報にあたっては、必ず事前に利用規約を ご確認いただき、その内容に同意したうえでご利用ください。

7.8 メニュ―項目(下段)

メニュー下段には、以下の3項目があります。



④使い<u>方マニュアル・FAQ</u>

本マニュアルのほか、システムや運用に関する、よくある質問に対する解説を掲載しています。システムの利用にあたって不明な点がございましたら、ご活用ください。

⑤ホームページ

システムに関するホームページの閲覧ができます。システムの目的、通報案件の対応フロー、対応状況一覧表、緊急時の連絡先、注意事項等を記載しています。

⑥お知らせ

LINEのVOOM機能から、システムに関する大阪府からのお知らせを確認することができます。

8.システムに関する FAQ



8.1 システムに関するFAQ

(Q1)どうすればまいど通報システムを使えるの?

A1: まいど通報システムのアカウントを『友だち追加』していただくことで、お使いいただけます。 『友だち追加』の方法は、**4**ページをご覧ください。

(Q2)通報の方法が分からない

A2: 本システムによる通報の方法は、6~28ページをご覧ください。

(Q3)写真の送信方法が分からない

A3: 本システムによる写真の送信方法は、30~33ページをご覧ください。

(Q4)位置情報の送信方法が分からない

A4: 本システムによる位置情報の送信方法は、34~35ページをご覧ください。

※現在地の情報を取得するには、お手持ちの端末にて位置情報を「有効」にしてください。



8.2 システムに関するFAQ

(Q5)位置情報が送信できない(iPhoneの場合)

A5: 位置情報を送信するためには、スマートフォンが位置情報サービスを利用可能な設定になっている必要があります。 アプリの設定画面から、位置情報サービスを「常に」もしくは「この**App**の使用中のみ許可」にしてください。





8.3 システムに関するFAQ

(Q6)位置情報が送信できない(androidの場合)

A6: 位置情報を送信するためには、スマートフォンが位置情報サービスを利用可能な設定になっている必要があります。 アプリの設定画面から、位置情報サービスを「アプリの使用中のみ許可」にしてください。





8.4 システムに関するFAQ

(Q7)不具合内容や通報エリアを誤って入力してしまった。

A7: 不具合内容や通報エリアなどの選択肢を誤って入力した場合は、最初から通報操作をやり直してください。 詳しくは、38ページをご覧ください。

(Q8)自分のアカウント情報が他へ漏れる心配は?

A8:本システムはLINEのトーク機能を活用し運用しておりますが、LINEの会員登録情報など、個人アカウントに係る プライバシー性の高い個人情報は、LINE株式会社において適切に管理されており、本システムを利用することにより 個人アカウント情報が他へ漏れることはありません。安心してご利用ください。

(Q9) LINEの個人情報の取扱いに関する報道があったけど大丈夫?

A9: 令和3年3月に報道のあったLINE株式会社の個人情報の取扱いについて、令和3年4月に内閣官房等より 政府機関・地方公共団体等におけるLINE利用のガイドライン(内閣サイバーセキュリティセンター)が発出され、 『公表・公開することを前提とする情報や第三者が知り得ても問題のない情報などのみをLINEサービス上で取り扱う ことが明確な場合、LINEサービスの利用は許容される。』との考え方が示されました。

本システムについては、府民の皆様から①不具合の状況が分かる写真、②不具合箇所の位置情報の2点を送信いただくものであり、利用者の住所、氏名等の個人情報の収集は行っていないことから、LINEを利用してシステムサービスを提供していくこととしております。



8.5 運用に関するFAQ

(Q10)休日でも通報していいの?

A10: 本システムは、平日、休日を問わず、24時間通報可能です。

ただし、職員が受信情報を確認するのは平日の勤務時間内ですので、確認までにタイムラグが生じることをご了承願います。

【例】 金曜日の夜に通報 ⇒ 週明け月曜日の午前9時15分以降に受信情報を確認

※緊急を要する情報は、電話にて施設を所管する土木事務所、治水事務所又は工営所へ連絡してください。

(Q11)通報した案件はいつ現場確認してもらえるの?

A11:通報により受信した情報は、職員が内容を確認したうえで、他の通報案件を含め優先度の高いものから現場確認を行います。また、大阪府が管理していない施設の情報について、管理者が特定できるものは、管理者へ情報提供を行います。

以上の理由により、必ずしもすぐに現場確認できない場合がありますことをご了承願います。

※緊急を要する情報は、電話にて施設を所管する土木事務所、治水事務所又は工営所へ連絡してください。



8.6 運用に関するFAQ

(Q12)通報した案件の対応状況が知りたい

A12:ご自身が通報された案件の対応状況を確認したい場合は、電話にて施設を所管する土木事務所、治水事務所 又は工営所へお問い合わせください。

※通報いただいた案件のうち、大阪府が管理する施設に関する対応状況については、ホームページにて公表しております。

(Q13)「緊急な対応が必要な場合」とは?

A13:施設の機能に支障をきたしており、事故発生の原因となる可能性のある状態を指します。

【例】 陥没、亀裂、落下物、法面崩落や倒木 など

(例) 陥没



(例) 亀裂



(例) 落下物



(例) 法面崩落、倒木





8.7 運用に関するFAQ

(Q14) 道路の種別が分からない(府の管理する道路なのか分からない)

A14: 国道、府道、市町村道などの道路種別が分からない場合や、大阪府の管理する道路なのか分からない場合は、 大阪府管理道路として通報してください。確認の結果、大阪府の管理道路でなかった場合、管理者が特定できる ものは、管理者への情報提供を行います。

※参考に、大阪府域における道路種別ごとの道路管理者を模式図として下記に示します。

道路の種類		道路管理者		
一般国道	直轄国道 (指定区間)	国		
	補助国道 (指定区間外)	大阪府	政令市	
府道		(政令市除く)	(大阪市域) (堺市域)	
市町村道		市町村 (政令市除く)	(31:11-34)	

【大阪府域における一般国道の内訳】

◆直轄国道

国道1号、国道2号、国道25号(御堂筋除〈)、 国道26号、国道43号、国道163号、

国道165号、国道171号、

国道481号(泉佐野市りんくう往来北~高松南2丁目)

◆補助国道

国道166号、国道168号、国道170号、国道173号、

国道176号、国道307号、国道308号、国道309号、

国道310号、国道371号、国道423号、国道477号、

国道479号、国道480号、国道481号(直轄区間外)

(Q15)施設を所管する事務所又は工営所の連絡先が分からない

A15:大阪府の施設を所管する事務所又は工営所の連絡先は、39~41ページに記載のとおりです。